

香川県条例第2号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>7,400円</u>	12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>7,700円</u>
	(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,400円</u>		(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,600円</u>

(2) 普通自動車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>3,100円</u>
(イ) 略	
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	
ア・イ 略	
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,500円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,950円</u>

(2) 普通自動車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>3,050円</u>
(イ) 略	
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	
ア・イ 略	
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,600円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,050円</u>

	<p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 イ 略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 略 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,850円</u></p> <p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>4,400円</u></p> <p>1件につき<u>2,850円</u></p>			
13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査 ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける</p>	<p>1件につき<u>6,650円</u></p>			
	<p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 イ 略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 略 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>4,600円</u></p> <p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>3,000円</u></p>			
13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査 ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける</p>	<p>1件につき<u>6,950円</u></p>			

	<p>場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許 を受けている者に対する法 第89条第3項の規定による 検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける 場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p>	<p>1件につき<u>3,650円</u></p> <p>1件につき<u>4,750円</u></p> <p>1件につき<u>3,850円</u></p>			<p>場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許 を受けている者に対する法 第89条第3項の規定による 検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける 場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p>	<p>1件につき<u>3,850円</u></p> <p>1件につき<u>4,900円</u></p> <p>1件につき<u>4,050円</u></p>
14 再試験 手数料	<p>(1) 普通自動車免許に係る 再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項 に規定する普通自動車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又 は普通自動二輪車免許に係 る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項 に規定する大型自動二輪 車又は普通自動二輪車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p> <p>(3) 原動機付自転車免許に</p>	<p>1件につき<u>2,850円</u></p> <p>1件につき<u>3,300円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>1,050円</u></p>		14 再試験 手数料	<p>(1) 普通自動車免許に係る 再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項 に規定する普通自動車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又 は普通自動二輪車免許に係 る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項 に規定する大型自動二輪 車又は普通自動二輪車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の 場合</p> <p>(3) 原動機付自転車免許に</p>	<p>1件につき<u>2,800円</u></p> <p>1件につき<u>3,250円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>1,000円</u></p>

	係る再試験	
15 略		
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>3,500円</u>
17～20 略		
21 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,000円</u> 1件につき <u>1,450円</u>
22 技能検定員資格者証交付手数料		1件につき <u>1,100円</u>
23 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2)・(3) 略 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき <u>23,450円</u> 1件につき <u>21,700円</u>
24 教習指		1件につき <u>1,100円</u>

	係る再試験	
15 略		
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>3,600円</u>
17～20 略		
21 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,100円</u> 1件につき <u>1,550円</u>
22 技能検定員資格者証交付手数料		1件につき <u>1,200円</u>
23 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2)・(3) 略 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき <u>23,500円</u> 1件につき <u>21,850円</u>
24 教習指		1件につき <u>1,200円</u>

導員資格者証交付手数料		
25 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 略 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>14,950円</u> 1件につき <u>9,400円</u> 1件につき <u>12,750円</u>
26～28 略		
29 講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>750円</u> 1時間につき <u>2,350円</u> 1時間につき <u>2,100円</u> 1時間につき <u>4,650円</u>

導員資格者証交付手数料		
25 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 略 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>15,000円</u> 1件につき <u>9,450円</u> 1件につき <u>12,850円</u>
26～28 略		
29 講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>700円</u> 1時間につき <u>2,450円</u> 1時間につき <u>2,200円</u> 1時間につき <u>4,700円</u>

イ 略	
(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,100円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,000円</u>
(6) 略	
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>
(9) 略	
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,050円</u>
イ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
ウ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
エ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,400円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の 表の備考1の2に規定する 優良運転者に対する講習	1回につき <u>500円</u>
イ 法第92条の2第1項の 表の備考1の3に規定する 一般運転者に対する講習	1回につき <u>800円</u>
ウ 法第92条の2第1項の 表の備考1の4に規定す	

イ 略	
(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,150円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,050円</u>
(6) 略	
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,150円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
(9) 略	
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,100円</u>
イ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,750円</u>
ウ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,600円</u>
エ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,450円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の 表の備考1の2に規定する 優良運転者に対する講習	1回につき <u>600円</u>
イ 法第92条の2第1項の 表の備考1の3に規定する 一般運転者に対する講習	1回につき <u>950円</u>
ウ 法第92条の2第1項の 表の備考1の4に規定す	

る違反運転者等に対する講習	
(ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習	1回につき <u>800円</u>
(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習	1回につき <u>1,350円</u>
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	
(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は法第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習	1回につき <u>5,200円</u>
(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習	1回につき <u>5,600円</u>
イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1回につき <u>2,250円</u>
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項	1回につき <u>9,050円</u>

る違反運転者等に対する講習	
(ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習	1回につき <u>950円</u>
(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習	1回につき <u>1,500円</u>
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	
(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は法第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習	1回につき <u>5,350円</u>
(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習	1回につき <u>5,800円</u>
イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1回につき <u>2,350円</u>
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項	1回につき <u>9,200円</u>

	の国家公安委員会規則で定めるものである場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (14) 法第108条の2第1項 第14号に掲げる講習	1回につき <u>13,200円</u> 1時間につき <u>1,900円</u>
30 任意運 転者講習 手数料	法第108条の2第2項に規定 する講習 (1) 令第37条の6第2号に 規定する講習（任意運転者 講習） (2)・(3) 略	<u>1回につき1,350円</u>
31 通知手 数料		講習1回につき <u>900円</u>

備考

- 1 略
- 2 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	<u>3,600円</u>
	略	
2 自動車の運転技能 に関する観察及び採 点の技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	<u>2,100円</u>

	の国家公安委員会規則で定めるものである場合 イ アに掲げる場合以外の 場合	1回につき <u>13,350円</u>
30 任意運 転者講習 手数料	法第108条の2第2項に規定 する講習 (1) 令第37条の6第2号に 規定する講習（任意運転者 講習） (2)・(3) 略	<u>1時間につき750円</u>
31 通知手 数料		講習1回につき <u>850円</u>

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	<u>4,150円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	<u>3,750円</u>
	略	
2 自動車の運転技能 に関する観察及び採 点の技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	<u>7,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	<u>6,400円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	<u>2,200円</u>

	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,800円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,450円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,150円
7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,700円

化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	略	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円

化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

- 3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	略	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円

2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円

<p>客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		<p>客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。</p>		<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。</p>	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第7の29の項の改正規定（同項(14)に係る部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。